平成２６年（フ）第２６６３号
大阪市東成区大今里南１丁目11番14号　オリエンタル大今里305号
債務者　河上万貴子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７０７号
大阪市平野区平野東２丁目１番24号　エトルアンボーテ平野202
債務者　酒井　絢子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０６号
埼玉県川口市東領家１丁目12番23号　グッドパークⅡ202号
債務者　長川　雄一
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６０７号
埼玉県川口市東領家１丁目12番23号　グッドパークⅡ202号
債務者　ナガカワ　マリア　クリスティーナマリン
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６５３号
さいたま市緑区大字三室2604番地11　西形テラスハウスＩ２号室
債務者　相澤　晴子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６４号
新潟県長岡市栃尾大野町４丁目２番60号
債務者　星澤　正人
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１８１６号
北海道千歳市北光５丁目４番41号
債務者　大西　節子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８１７号
北海道千歳市北光５丁目４番41号
債務者　大西　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３０号
札幌市北区篠路６条８丁目５番１―1001号
債務者　堀　　由香（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０６号
札幌市東区北14条東８丁目１番６―408号
債務者　竹内江利子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６４号
現住所秘匿、前住所長野県佐久市瀬戸453番地27　いこい荘Ｃ号室
債務者　杉原　綾子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１８号
札幌市手稲区新発寒６条４丁目12番３号
債務者　氏家　陽子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８６号
現住所秘匿、前住所北海道江別市文京台39番地の23　エクセレントＩ103号室
債務者　貝澤沙都美
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２５号
札幌市南区澄川４条２丁目９番12―405号
債務者　三浦　富美
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３０号
札幌市豊平区西岡４条３丁目７番14―305号
債務者　三嶋　紀子（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５４号
札幌市中央区南５条西16丁目１番23―105号
債務者　尾沼　千鶴
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１号
青森県上北郡おいらせ町境田41番地３
債務者　吉田　龍真
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第３６９号
堺市堺区文珠橋通３番11号　ソレイユ文珠橋101号、前住所堺市堺区南旅篭町西２丁３番13号
債務者　森野理佳子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係